

平成 25 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について | 1 |
| I 認証評価結果 | 7 |
| II 章ごとの評価 | 8 |
| 第 1 章 教育の理念及び目標 | 8 |
| 第 2 章 教育内容 | 9 |
| 第 3 章 教育方法 | 14 |
| 第 4 章 成績評価及び修了認定 | 16 |
| 第 5 章 教育内容等の改善措置 | 20 |
| 第 6 章 入学者選抜等 | 21 |
| 第 7 章 学生の支援体制 | 24 |
| 第 8 章 教員組織 | 26 |
| 第 9 章 管理運営等 | 29 |
| 第 10 章 施設、設備及び図書館等 | 30 |
| 第 11 章 自己点検及び評価等 | 32 |
| <参 考> | 35 |
| i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 37 |
| ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 38 |
| iii 自己評価書等 | 39 |

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 25年7月 | 書面調査の実施 |
| 8月 | 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討 |
| 9月 | 教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定 |
| 10月～11月 | 訪問調査の実施 |
| 12月 | 評価部会 ・評価報告書原案の作成 |
| 26年1月 | 運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知 |
| 3月 | 評価委員会 ・評価結果の確定 |

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

| | |
|----------|---------------------|
| 磯部 力 | 國學院大學教授 |
| 磯村 保 | 早稲田大学教授 |
| 上田 廣一 | 上田廣一法律事務所弁護士 |
| 岡田 ヒロミ | 消費生活専門相談員 |
| 岡部 謙治 | 前 教育文化協会理事長 |
| 岡本 安弘 | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 加藤 哲夫 | 早稲田大学教授 |
| 木村 光江 | 首都大学東京教授 |
| 久保井 一匡 | 久保井総合法律事務所弁護士 |
| ◎佐々木 毅 | 国土緑化推進機構理事長 |
| 佐藤 國雄 | 前 ユネスコ・アジア文化センター理事長 |
| 潮見 佳男 | 京都大学教授 |
| 滝澤 正 | 上智大学長 |
| 武井 康年 | 広島総合法律会計事務所弁護士 |
| 龍岡 資晃 | 西総合法律事務所弁護士 |
| ○田中 成明 | 京都大学名誉教授 |
| 棚村 政行 | 早稲田大学大学院法学研究科長 |
| ダニエル・フット | 東京大学教授 |
| 長谷部 恭男 | 東京大学教授 |
| 藤井 敏明 | 司法研修所教官 |
| 三井 誠 | 同志社大学客員教授 |
| 村中 孝史 | 京都大学教授 |
| 諸石 光熙 | 大江橋法律事務所弁護士 |
| 安永 正昭 | 同志社大学教授 |
| 山本 和彦 | 一橋大学教授 |
| 山本 眞一 | 桜美林大学教授 |
| 吉原 和志 | 東北大学教授 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

| | |
|--------|-------------|
| 磯部 力 | 國學院大學教授 |
| ○磯村 保 | 早稲田大学教授 |
| 加藤 哲夫 | 早稲田大学教授 |
| 木村 光江 | 首都大学東京教授 |
| 潮見 佳男 | 京都大学教授 |
| 龍岡 資晃 | 西綜合法律事務所弁護士 |
| ◎田中 成明 | 京都大学名誉教授 |
| 土井 真一 | 京都大学教授 |
| 中川 丈久 | 神戸大学教授 |
| 野坂 泰司 | 学習院大学教授 |
| 長谷部 恭男 | 東京大学教授 |
| 三井 誠 | 同志社大学客員教授 |
| 山川 隆一 | 東京大学教授 |
| 山中 至 | 熊本大学理事・副学長 |
| 山本 和彦 | 一橋大学教授 |
| 吉田 克己 | 早稲田大学教授 |
| 吉原 和志 | 東北大学教授 |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

| | |
|--------|--------------|
| 天野 佳洋 | 京都大学教授 |
| 上田 廣一 | 上田廣一法律事務所弁護士 |
| 木村 琢磨 | 千葉大学教授 |
| 武部 知子 | 司法研修所教官 |
| ◎田中 教雄 | 九州大学教授 |
| 田中 開 | 法政大学教授 |
| 田邊 誠 | 広島大学教授 |
| ○和田 肇 | 名古屋大学教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

| | |
|-------|------------------|
| 磯部力 | 國學院大學教授 |
| ○磯村保 | 早稲田大学教授 |
| 井上由里子 | 一橋大学教授 |
| 上原敏夫 | 明治大学教授 |
| 岡本安弘 | 法務省法務総合研究所総務企画部付 |
| 川口恭弘 | 同志社大学教授 |
| 小林哲也 | 小林総合法律事務所弁護士 |
| 佐藤隆之 | 東北大学教授 |
| 塩見淳 | 京都大学教授 |
| 道垣内正人 | 早稲田大学教授 |
| 野坂泰司 | 学習院大学教授 |
| 服部高宏 | 京都大学教授 |
| 浜川清 | 法政大学教授 |
| 前田雅弘 | 京都大学教授 |
| 前田陽一 | 立教大学教授 |
| 丸山雅夫 | 南山大学大学院法務研究科長 |
| 三木浩一 | 慶應義塾大学教授 |
| ◎三井誠 | 同志社大学客員教授 |
| 村田涉 | 司法研修所教官 |
| 毛利透 | 京都大学教授 |
| 山川隆一 | 東京大学教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえないが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 20 年以上の実務経験を有している。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 平成 16 年度に文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「中小企業法臨床教育システム」に基づき開設された授業科目「中小企業法」及び「中小企業向け法律相談」は、当該プログラム終了後も継続して開設され、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 相対評価における各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針について、組織として検討を行うとともに、その方策を全教員及び学生に周知徹底する必要がある。
- 成績評価の考慮要素について、出席回数と単位修得要件との関係が「法曹養成専攻教務関連事項申合せ事項等」により統一されているにもかかわらず、シラバスにおいて不統一になっているため、学生に統一的な考慮要素が周知されるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目において、答案の採点基準が不明瞭なものがあるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼ぶためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、1年次及び2年次前期に多くの法律基本科目を必修科目として配置し、法曹として必要な最低限の法的な知識及び思考能力を身に付けた上で、主として2年次後期以降に、選択必修科目若しくは自由選択科目として提供されている法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうちから、自らの関心に適った授業科目を履修することとされている。そして、養成しようとする法曹像のいずれを目指すかを決定した学生が、その希望を実現するためには主としてどのような選択必修科目や自由選択科目を履修すればよいかを「大都市における企業の法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「社会的弱者を含む市民の日常生活における法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「国際取引や外国人を当事者とする法的諸問題への対応を重視した履修モデル」として3つの「履修モデル」により示されている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、民間企業の法務部、官公庁等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、法律基本科目については、まずは1年次において基礎的内容を学習した上で、2年次にはその学習成果を主として演習形式で提供される授業を履修することにより、より一層深めるという積上げ型のカリキュラム構成とされている。それに加えて、展開・先端科目については、その大半を2年次以降において履修できるものとするにより、法律基本科目についての理解を踏まえて、それを多様な法分野に発展させている。また、2年次及び3年次に提供される法律実務基礎科目においては、法律基本科目の履修を通して修得した法についての理論的知識が、実務上どのように用いられているのかを体得させることを目的とした教育が、実務家教員によって行われている。さらに、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を涵養する基礎法学・隣接科目が配置されている。こうした積上げ型のカリキュラムに沿って、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から実務基礎教育へと、段階的に学修していくことにより法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法学入門書を紹介するほか、入学前のガイダンスの際に勉強方法等の個別相談を実施することや、入学者向けの導入プログラムを実施し、法学の勉強方法や裁判例の読み方等を指導するなどの措置がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法社会学」、「法哲学」、「日本法制史」、「英米法」、「中国法」及び「ドイツ法」、(4) 展開・先端科目として、3つの履修モデルをもとに、「大都市における企業の法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」では授業科目「知的財産法Ⅰ」、「経済法」及び「中小企業法」等、「社会的弱者を含む市民の日常生活における法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」では授業科目「消費者法」、「労働法」及び「社会保障法」等、「国際取引や外国人を当事者とする法的諸問題への対応を重視した履修モデル」では授業科目「国際財産法」、「国際家族法」及び「国際民事手続法」等がそれぞれ開設されている。

また、平成 16 年度に文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「中小企業法臨床教育システム」に基づき開設された授業科目「中小企業法」及び「中小企業向け法律相談」は、当該プログラム終了後も継続して開設され、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

(1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。

(2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。

(4) 展開・先端科目は、授業科目「金融・保険法」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授

業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位の合計 54 単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
 (民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
 (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」(各2単位)が、ローヤリングは授業科目「弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に)」(2単位)が、クリニックは授業科目「中小企業向け法律相談」(2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、法学未修者に対しては導入プログラムの中で指導が行われており、法学既修者に対しては判例の意義及び読み方の学習等の教育内容の指導に一部不十分な点が見られるものの、必修科目の中で指導が行われている。法文書作成は、授業科目「法文書作成」が必修科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、また、それを実施するに当たっては、担当する実務家教員と当該授業科目に関連する分野の研究者教員との懇談会での相互の意見交換や「教員懇談会(FD集会)」において、法律実務基礎科目の授業内容や実施方法についての意見交換が行われるなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち14単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 平成16年度に文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「中小企業法臨床教育システム」に基づき開設された授業科目「中小企業法」及び「中小企業向け法律相談」は、当該プログラム終了後も継続して開設され、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

【留意すべき点】

- 法情報調査について、法学既修者に対する判例の意義及び読み方の学習等の教育内容の指導に一部不十分な点が見られるため、より一層充実した教育内容となるよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「金融・保険法」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、同一授業科目の中でも、講義形式において体系的かつ正確な知識の理解を図るとともに、特に議論の多い点等は、学生に予習のポイントを準備させた上で双方向的なやりとりが行われており、2年次以降配当の授業科目においては、演習形式の授業で学生に判例を報告させるなど、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「中小企業向け法律相談」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏ま

えて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されているとともに、履修ガイダンス及び講義の開始時に告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成時における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材等の指定、予習・復習に関するウェブサイトでの情報提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、38単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

当該法科大学院の成績評価においては、絶対評価とするか相対評価とするかが各担当教員の裁量に任されている一方で、相対評価における各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が定められていないものの、成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分けに関する方針が設定され、これらは法学研究科法曹養成専攻便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、出席回数と単位修得要件との関係が「法曹養成専攻教務関連事項申合せ事項等」により統一されているにもかかわらず、シラバスにおいて不統一になっているものの、期末試験・中間試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席状況等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するため、学生が自己の成績評価に関する疑義について担当教員の説明を求めることのできる「成績に関する疑義申立制度」が設けられているほか、各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法曹養成専攻会議で資料として共有され、授業担当教員による成績評価に関する「教員懇談会（FD集会）」では、成績評価に関するデータをもとに問題点を検討するなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、採点の基準、成績分布表、総合成績等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、一部の授業科目において、答案の採点基準が不明瞭なものがあるものの、期末試験における実施方法についておおむね配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは法学研究科法曹養成専攻便覧に記載され、学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカ

に定める単位数以上を修得していること。

| | |
|-------------|-------|
| ア 公法系科目 | 8 単位 |
| イ 民事系科目 | 24 単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10 単位 |
| エ 法律実務基礎科目 | 10 単位 |
| オ 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 |
| カ 展開・先端科目 | 12 単位 |

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、94 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 14 単位のほか、履修した上記の科目以外の科目 10 単位（ただし法律基本科目以外の科目を 2 単位以上含まなければならない。）を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題については、過去の試験問題と重複がないかの点検や必ず 2 人以上の出題者によって出題が行われ、採点に際しては、匿名化された答案で行われており、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法（会社法、商法総則）、民事訴訟法、刑事法（刑法、刑事訴訟

法)について論述式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学既修者認定試験における法律科目試験の結果と法律基本科目の単位の免除の関係が適切に運用されるよう留意する必要があるものの、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 法学既修者認定試験における法律科目試験の結果と法律基本科目の単位の免除の関係が適切に運用されるよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 相対評価における各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針について、組織として検討を行うとともに、その方策を全教員及び学生に周知徹底する必要がある。
- 成績評価の考慮要素について、出席回数と単位修得要件との関係が「法曹養成専攻教務関連事項申合せ事項等」により統一されているにもかかわらず、シラバスにおいて不統一になっているため、学生に統一的な考慮要素が周知されるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目において、答案の採点基準が不明瞭なものがあるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教員懇談会（FD集会）」の実施、授業評価アンケートの実施・結果の検討、実務家教員と研究者教員双方の教員による講演・コメント及び質疑応答からなる「ブリッジ企画」の開催等が行われている。また、今後のカリキュラム（主として法律基本科目）と教育の在り方を検討するためのプロジェクト・チームとして「ロースクールにおけるカリキュラムと教育の在り方検討会議」を設置し、教育内容及び方法の改善が図られている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「入学者にはまず、本学ロースクールの厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められます。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければなりません。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目のすべてについて、すでに基礎的な学識を有していなければなりません。そのような学力に加えて、本学ロースクールは、『教育上の理念、目的』の項で掲げたように、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求めます。」と明示した上で、「新たな法的问题に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担ってこうとする意欲を有している人」として設定され、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念及び目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ロースクール説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」が組織されており、①適性試験、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施、③試験実施体制、④第一次選抜その他選抜に関する決定等の事項を審議し、法曹養成専攻会議に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じることを、その任務とされている。また、可否判定については、「入試委員会」が原案を作成し、それに基づいて法曹養成専攻会議が可否を決定することとされているが、可否の確定には、法曹養成専攻会議の判断を法学研究科教授会が承認することが必要とされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（出願者数、合格者数、入学者内訳、出身大学、試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、障がいの種類や程度に応

じた特別措置や組織的対応を行うなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選考として、法科大学院全国統一適性試験の成績をもとに審査を行い、第2次選抜試験として、3年標準型入学試験については小論文試験、2年短縮型入学試験については法律科目試験（論述式試験）を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、法曹を目指すに至った動機やこれまでの学習及び研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験等様々な経験並びに特技のうち、当該法科大学院での学習や将来の法曹としての活動に役立つものを記載して、それらに基づいて自身の法曹としての適性について記載する「自己評価書」を提出することとしており、また、「語学能力を証明する書類」、「公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く）」を任意で提出することができ、それらの提出書類に基づいて、多様な知識と経験を「その他の要素」として考慮し、合格者判定に反映させており、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成21年度は約37%、平成22年度は約29%、平成23年度は約20%、平成24年度は約25%、平成25年度は約15%であるものの、平成26年度入学者選抜試験から入学者選抜試験の実施時期を早めるとともに、法学既修者認定試験における法律科目試験の見直しを行うなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は127人であり、収容定員180人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（75人から60人に削減）が行われるとともに、入学者選抜試験の日程の見直し等、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、期末試験終了直後と前期の授業開始時には開講授業科目の各担当教員による授業科目別の履修ガイダンス、履修モデルの提示による指導、担当教員制による個別面談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学手続き時の法学入門書等の紹介や前期開講科目の教科書・予習範囲に関する書類の配付、入学前のガイダンスに際して行われる個別相談、新入生向け入学前説明会の実施等、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、1年次入学者向け導入プログラムを行うなど、学習支援において特段の配慮がなされているほか、法学既修者に対しても2年次入学者向け導入プログラムを行うなどの配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時間帯等が記載された一覧表が掲示により学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院修了者である若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー制度等、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免制度、成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度として「特待生制度」が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健管理センターにおける臨床心理士によるカウンセリング、神経精神科の専門医による健康相談や診療が行われているほか、各種ハラスメントについては、全学的なハラスメント相談員による対応のほか、セクシュアル・ハラスメントについては、大阪市立男女共同参画センターの女性相談員にも相談できることとしているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、身体障がい者用のスロープやトイレ、身体障がい者仕様のエレベーターが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、障がいのある学生への全学的な支援の制度として、学生サポートセンターに「障がい学生支援室」が設置され、障がいのある学生への相談や支援に関わる情報収集等の支援を担うとともに、「サポート学生」による障がいの種類や程度に応じた支援を行っており、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、職業支援に関する全学的な組織として、「大学運営本部・就職支援室」が設置されており、各種国家試験の受験情報や民間企業の就職情報を提供するとともに、個々の企業への就職相談やセミナー形式の講演を行っている。また、当該法科大学院では、学生の進路選択に関して必要な情報の収集・管理・提供を行う担当として「修了生委員会」を設けており、修了生委員は、修了者だけでなく在学者に対しても、職業支援関連の情報の提供を行っており、自治体に就職した修了者や民間就職の状況等に関するキャリアガイダンスを開催している。さらに、指導教員やアカデミック・アドバイザーによる相談や就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法曹養成専攻会議内に「選考委員会」を設置して、「教員選考基準（学則）」の定める基準に従い審査・決定し、法曹養成専攻会議の議を経て、法学研究科教授会へ報告する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法曹養成専攻会議で審査・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及

び目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、40歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目（法律基本科目、法律実務基礎科目）とされており、約9割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員20年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法曹養成専攻会議の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専門分野における能力の向上及び教育研究活動の活性化を図ることを目的としてサバティカル制度が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法科大学院関連業務を担当する事務職員のほか、当該法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務等を行うため、大阪市立大学中小企業法律支援センターに職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員20年以上の実務経験を有している。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法曹養成専攻会議が置かれている。法曹養成専攻会議は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「大学運営本部学務企画課」が組織され、法学研究科（法曹養成専攻を含む）及び法学部1部・2部に係る諸事務を一体として行う事務体制であり、このうち法科大学院の事務を重点的に担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、法曹養成専攻長が、法曹養成専攻会議で示された見解等を踏まえつつ、予算要求・折衝プロセスに参加し、法科大学院の必要性を踏まえた要求・折衝が行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、各教室には、マイク、スクリーン、プロジェクター等が配備されている。1教室については、実習室（模擬法廷室）として使用できるよう、可動式の机を配置するなどの工夫を行っている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく8時から21時50分まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、共有のパソコン、プリンタ及び無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、ネットワークを介して判例・法律文献データベースを利用できるほか、最高裁判所判例解説や別冊ジュリスト等の資料をDVDの利用によりプリントアウトすることができる環境が整備されている。

図書館については、当該法科大学院専用の図書室として、法曹養成専攻資料室が整備されているほか、法学研究科資料室、当該大学学術情報総合センター（図書館）が整備されている。法学研究科資料室及び学術情報総合センターは、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法曹養成専攻資料室、法学研究科資料室及び学術情報総合センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法曹養成専攻資料室については、カードキーによる入室管理が行われているほか、法曹養成専攻会議において新刊法律図書のリスト及び学生からのリクエストリストを回覧・チェックすることで必要な図書を整備するなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、複写機、パソコン及びプリンタ等が整備されている。また、法学研究科資料室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室において、パソコンを使用した図書・資料の検索等が可能となっている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる共有の教員室（講師控室）が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、教室や教員室をはじめとして、法科大学院担当の事務室内の共用スペース、法学研究科長室及び各種の会議室等を適宜利用することにより、独立したスペ

ースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 法学研究科資料室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己評価委員会」が設置され、評価項目として、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、改善策の検討が、法曹養成専攻会議において行われており、関係する委員会等に伝達され、改善される体制となっているなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「スタッフ」及び大学ウェブサイトの「大阪市立大学研究者要覧」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「スタッフ」及び大学ウェブサイトの「大阪市立大学研究者要覧」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「自己評価委員会」において収集され、法科大学院担当の事務室に保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「スタッフ」及び大学ウェブサイトの「大阪市立大学研究者要覧」を通じて公表されている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- (2) 所在地
 大阪府大阪市
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）
 学生数：127 名
 教員数：14 名（うち実務家教員 3 名）

2 特徴

法曹養成のための専門職大学院である大阪市立大学法科大学院は、平成 16 年 4 月、大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置され、平成 25 年 5 月 1 日現在、専任教員 14 名、学生定員 180 名から構成されている。

設置年の前年に当たる平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、昭和 24 年法文学部として発足し、その後昭和 28 年に法学部として独立して以来、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部及び大学院法学研究科には、現在、法学及び政治学の幅広い分野にわたって総勢 39 名の教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、約 9 千名にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。大阪市立大学法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部及び法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを目標とするという趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法

科大学院は、上記に掲げるような目標の下に、これら 3 つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。とりわけ、大阪で法実務を行っている実務家を教員として迎え、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱うことにより、先端的な法的問題に対応する能力の涵養を図っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択された「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものであった。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪市区及びその周辺に集中的に立地する中小企業が抱える様々な法的ニーズに総合的に対応できる法曹の養成を目指していた。支援プログラムが終了した後も、センターは継続的に運営されており、無料法律相談もカリキュラムに取り入れられている。本法科大学院の学生は、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法についての知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、その履修を学生に推奨している。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとすることなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。

さらに、エクスターンシップを正規の授業科目として取り入れ、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育上の理念および目的

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、「本法科大学院」という）は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

2 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 教育課程編成の考え方

上記の理念および目的を踏まえて、以下のような考え方に基づいて教育課程を編成する。まず、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身に付けさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとすることなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることができる。加えて、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目により、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば悪もなす人間と言う存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることができる。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_osakashiritsu_h201403.pdf